

# カント『道徳の形而上学』における徳の義務

Duties of the Virtue in *Kant's Metaphysic of Morals*

笠井 哲

福島工業高等専門学校、一般教科

Akira Kasai

Fukushima National College of Technology, Department of General Education

(平成20年9月11日受理)

The purpose of this paper is to consider the duties of the virtue in *Kant's Metaphysic of Morals*. It is said that the ethics of Kant is abstract, but is not always so. First, Kant divides duties into two of the duties towards self and the duties towards others. Besides, it is said that he has two of perfect duties and the imperfect duties. Therefore, he classifies duties of the virtue in four of perfect duties towards self and imperfect duties towards self, perfect duties towards others and the imperfect duties towards others and treats concretely.

**Key words:** duties of the virtue, perfect duties, imperfect duties, duties towards self, duties towards others

## 1. はじめに

カントの倫理学は、抽象的と考えられがちであるがそれのみではない。1768年、ヘルダーにあてた書簡<sup>1)</sup>で公刊を予告してから、批判期を経た29年後の1798年に漸く公刊されるに至った、稀有の純粹実質的倫理学すなわち『道徳の形而上学』、とりわけその「第二部 徳論の形而上学的始原」である。これは純粹実質的倫理学であり、単なる実質的倫理学ではない。実質的倫理学は、「実質的実践的原理」としての「自愛もしくは自己幸福」の倫理学であるが、純粹実質的倫理学は、「純粹実践理性の諸目的の体系」としての徳の義務論である。

本稿の目的は、カント晩年の『道徳の形而上学』における「徳の義務」について考察することである。徳の義務は体系的に、自己自身に対する義務、その完全義務と不完全義務、他人に対する義務、その不完全義務と完全義務とに区別される。それらの考察に続き、さらに人格相互における他人に対する「愛」と「尊敬」の義務の調和的結合としての「友愛」について、最後に、自己自身および他人に対する間接的な義務としての「社交」について考察する。

## 2. 自己自身に対する義務

自己自身に対する義務というと、義務を課する側と義務を課せられる側とが同一の人間であること

から矛盾するように見える。この概念の正当性をめぐって議論が分かれている。例えば、古くはミルが否定している<sup>2)</sup>。これに対して松井富美男は、これを人間の二重性によって解決されるとして、

人間は「可想人」としては義務を課しうる存在であり「現象人」としては感性界において行為を規定されうる存在である<sup>3)</sup>。

といている。

さて、自己自身に対する徳の義務は、道徳的自己保存のための制限的すなわち形式的なものとしての完全義務と、自己自身の完成のための拡張的積極的義務、すなわち実質的なものとしての不完全義務とに客観的に区分される<sup>4)</sup>。自己自身に対する完全義務は、自己の人間性の尊厳を毀損する行為を禁止することによって、道徳的自己保存もしくは人間の道徳的健全さを目指す。カントは、この義務の原則は「自然本性に違って生きよ、換言すれば汝の本性の完全性において汝を保持せよ」、という格言にあるというが、自然本性もしくは汝の本性の完全性は、ここでは人間性の尊厳を指すものとして解さねばならない。さらに、自己自身に対する不完全義務は義務に適合する行為を、義務から積極的に目的として意欲すべきことを命じることによって「自己自身の完成」もしくは「道徳的裕福」、すなわち獲得されるものであり、自己自身の開発に属する限りにお

けるあらゆる目的のために十分な能力の所有において成立する「道徳的裕福」を目指す。

自己自身に対する完全義務は、義務の主観的区分に従ってさらに二種に区分される。「その区分とは、それにしたがって、義務の主体が自己自身を動物的存在である、と同時に道徳的存在として考察するか、あるいは単に道徳的存在として考察するか、というものである」<sup>5)</sup>。まず、前者の観点における考察から始めることにしよう。

自己自身に対する完全義務には、義務の主体が動物的存在と同時に道徳的存在として考察する観点で、三種のもの、すなわち自殺の禁止、情欲的自決の禁止、嗜好品あるいは飲食物を使用する場合の不節制による自己麻酔の禁止が属している<sup>6)</sup>。

自殺を禁止するのはなぜか。人格は道徳の主体であり、自殺は道徳性の主体としての人格を絶滅することである。「自己自身の人格における道徳性の主体を絶滅するということは、道徳性そのものをその存在の上で、その存在に関する限り、この世から根絶するに等しい」<sup>7)</sup>。したがって自殺の不作為は義務である。

「情欲的自決の禁止」について、次のようにいう。生命への愛とともに性への愛も自然目的である。

「性への愛は、種族を保持するように自然によって定められている」<sup>8)</sup>。この自然目的に反して、単に対象を想像することによって駆り立てられる「情欲的自決」は、性愛の反自然的な使用としての「淫乱」であり、その不作為としての「貞淑」は義務である。

「嗜好品あるいは飲食物を使用する場合の不節制による自己麻酔の禁止」<sup>9)</sup>については、次のようである。その不節制によって引き起こされる自己麻酔とは、たとえば牛飲馬食あるいはアヘンやその他の植物界の産物のような他の麻薬の摂取などにより生じる麻痺である。それらが悪徳であるのは、単に自愛に非合理的であるからでなく、その選択意志の非合理性が人間性の主体を毀損し、したがって人間性に逆らうからである。

自己自身に対する完全義務には、義務の主体が自己自身を道徳的存在として考察する観点において、三種のものすなわち虚言の禁止、吝嗇の禁止、偽りの謙虚の禁止が属している。

虚言は故意の不実一般であるが、「虚言は外的な

虚言であるか、あるいはまた内的な虚言でありうる。前者によって人間は自分を他人の目において、後者によっては、しかし、もっと重大なことであるが、自己自身の目において軽蔑の対象とするのであり、自己自身の人格における人間性の尊厳を傷つけるのである」<sup>10)</sup>。人間性はその理性的本性に従って、自己自身との矛盾なき一致を義務づけている。道徳的存在としての人間は自己自身に対して真実であるように義務づけられている。虚言の不作為は、自己自身に対する完全義務である。

「吝嗇の禁止」についていう。「安楽な生活のための手段を彼自身が享受することを、真に自己自身の必要とする程度以下に緊縮すること」<sup>11)</sup>が、自己自身に対する完全義務として禁止される吝嗇である。このような吝嗇を意欲する選択意志の反自然的な非合理性が、自己の人間性に反する悪徳である。他方吝嗇には、むしろ食欲という方が適切であると思われる「欲張る食欲」と「物惜しみする吝嗇」とがあるが、この両者は他人に対する不完全義務としての愛の義務に違反する悪徳でもありうる。

「偽りの謙虚の禁止」についていう。「他人の恩恵を得るための手段としてのみ考え出された、彼自身の道徳的価値の卑下や追従は、偽りの謙虚であり、彼の人格の卑下として、自己自身に対する義務に違反している」<sup>12)</sup>。

自己自身に対する不完全義務は、自己自身を動物的存在と同時に道徳的存在として考察するか、あるいは単に道徳的存在として考察するという二つの観点におけるものに分けられる。自己自身に対する不完全義務は、まず自己自身を動物的存在と同時に道徳的存在として考察する観点においては、自己の自然的完成である。

自己の自然的完成は、非合理的自愛の行為としての遊惰を反対対当の悪徳の行為とする徳の義務であり、その不作為が徳の欠如としての不徳である。それゆえに、その不作為を例外として許す不完全義務であり、それを為すことが積極的に人間性の主体の「道徳的裕福」もしくは道徳的功績となる意味において拡張的義務である。

自己自身に対する不完全義務は、自己自身を「単に道徳的存在として考察する」観点において自己の道徳的完全性の向上である。

「自己の道徳的完全性の向上」は、第一に主観的に義務の心術の純粋性であり、したがって「聖なるべし」がその命令であり、「第二に客観的に、その全道徳的目的に関して「汝らは全かれ」ということであり、その全道徳的目的とは完全性、すなわち自分の全義務と、自己自身に関する道徳的義務の完備の達成とに該当する」<sup>13)</sup>。

自己の道徳的完全性の向上は、自愛を法則に高めて、動機の道徳的秩序を転倒する最大の基礎である自負を反対対当とする徳の義務であり、人間本性の脆弱性のための不作為を、徳の欠如である不徳として例外的に許す不完全義務である。

### 3. 他人に対する義務

他人に対する徳の義務は、自己自身に対する徳の義務と同様、制限的義務、すなわち形式的なものとしての完全義務と拡張的義務、すなわち実質的なものとしての不完全義務とに区分される。他人に対する完全義務は、他人の人格のうちに宿る人間性の尊厳の保存を目的とする「他人に対する尊敬の義務」であるが、他人に対する尊敬の義務を毀損する悪徳の行為の不作為義務であり、たとえば「高慢、陰口、嘲弄」という悪徳の不作為義務である。

これに対して、他人に対する不完全義務は好意としての愛の義務である。「愛の義務の単なる不履行は不徳である」<sup>14)</sup>。愛の義務の不作為は徳の欠如としての不徳であり、愛の義務は嫉妬、背恩、他人の不幸を喜ぶことという、総じて人間憎悪として一括される悪徳を反対対当とする徳の義務であり、それを為すことは積極的な功績的徳となるが、その不作為を、欠如の徳として例外的に許す不完全義務である。カントによれば、「他人に対する自由な尊敬の義務は本来、単に消極的なものであるに過ぎないのであり、したがって如何なる人の権利も侵害してはならない、という方の義務にも比すべきものであるから、たとえそれが徳の義務であっても、愛の義務と比較すれば、狭い義務と見なされることになる。したがって、愛の義務は広い義務と見なされる」<sup>15)</sup>。

ところで、この他人に対する徳の義務の考察においてカントはまず不完全義務、次に完全義務について述べる。自己自身に対する徳の義務において、カントはまず完全義務を考察し、次に不完全義務を考

察した。しかし、ここでは考察の順序が逆になっている。その理由は、次のように解しうる。

他人に対する徳の義務は、「人間相互の外なる関係」における義務であり、この「外なる関係」そのものを可能にするものは、結合の原理としての「相互愛の原理」である。「外なる関係」そのものが可能でなければ「尊敬」は問題にもなりえないがゆえに、まず不完全義務としての「愛の義務」が考察されなければならないのである。

カントは他人に対する徳の義務を、「愛の義務」と「尊敬の義務」に区分することについて次のように述べている。「最上位の区分は、汝がその義務を為すことによって、同時に他人を拘束する限り他人に対する義務と、その遵奉が他人に対する拘束を結果として生じない他人に対する義務とに分ける区分でありうる。前者の履行は功績となるが、第二の義務の履行は、負い目を持つ義務である。愛と尊敬はこれらの他人に対する義務の遂行に伴う感情である」<sup>16)</sup>。つまり、愛の義務は、それを為すことが道徳的功績となる、拡張的にして不完全な義務である。それはたとえば貧しい人に対して慈善を施すことが他人を貶めるように、他人を拘束するかぎりにおける他人に対する義務である。愛の義務の履行に伴う他人に対する拘束は、尊敬の義務を毀損する危険をはらんでいるがゆえに、尊敬の義務が愛の義務に付加的に結び付けられなければならない。この意味においてカントは次のように述べている。愛と尊敬とは別々に存立しうるが、「しかしそれらは、根底においては法則にしたがって、常に相互にひとつの義務の中に結合している。ただ、あるときは一方の義務が、あるときは他の義務が、原理を主体の中に形成し、それに他方が付加的に結びつけられているという仕方で行われる」<sup>17)</sup>。

つまり、発生論的な順序にしたがって「愛の義務」から考察されるが、両者はひとつの義務の中に結合しているものとして理解されなければならない。そこでまず「愛の義務」について、述べることにする。

他人に対する不完全義務は「愛の義務」であり、それには「親切、感謝、同情」が属する<sup>18)</sup>。

愛の義務は好意の義務である。その反対対当の悪徳は、卑しさを付加する人間憎悪もしくは敵意であり、それは最大の悪徳としての自負を意味する。愛

の義務の分節的な徳の義務は親切、感謝、同情であり、それらの不作為としての徳の欠如、例外として許される単なる不徳は冷淡、忘恩、同情の欠如としての無関心であるが、徳の義務に反対対当の悪徳は嫉妬もしくは冷酷、背恩、他人の不幸を喜ぶことである。これらは、非合理的自愛の行為であり、その非合理的自愛における選択意志の非合理性は道徳法則を不可能にする悪徳である。しかし、自負としての敵意という最大の悪徳に基づく本格的な嫉妬、背恩、他人の不幸を喜ぶことは悪魔的悪徳である。

次に、愛の義務に属する「親切、感謝、同情」について考えよう。親切とは何か。報酬を期待することなく、また相手に負い目を感じさせることなく、できるだけ他人の幸福を促進しようとする好意としての親切は、広いそして不完全な愛の義務である。

「したがって窮乏している人々に対して親切を施すという公益を目指す格律が人間の普遍的義務である」<sup>19)</sup>。愛の義務としての親切は、その不作為である単なる冷淡を徳の欠如の不徳として例外的に許す不完全義務である。親切の反対対当は、「嫉妬」もしくは冷酷という悪徳である。「嫉妬とは、他人の幸せを認めるのに、それによって自分の幸せが損なわれるわけでもないのに、苦痛を感じるという性癖である。それが実行に移される場合、本格的な嫉妬と呼ばれるが、そうでない場合単にやっかみと呼ばれるとはいえ、間接的に悪意ある心術すなわち、我々自身の幸せが他人の幸せによって曇らされるのを見ての不興である」<sup>20)</sup>。「嫉妬の興奮の発作のみが自己自身をさいなみ、少なくとも願望の上で他人の幸福の破壊を目指す、忌まわしい情念と為すのであり、したがって人間の他人に対すると同様に、自己自身に対する義務に違反している」<sup>21)</sup>。

「感謝とは、我々に示される親切のゆえに、ある人格を尊敬することである」<sup>22)</sup>。もとより、この感謝は他人の心をより多くの好意へと揺り動かすという怜悯の格律ではない。むしろ、この合理的自愛の怜悯の行為としての感謝を、自愛を度外視して、義務から義務に適合する目的として意欲すべきであるという命令が感謝という徳の義務である。

感謝の反対対当の悪徳は「忘恩」であり、「それが恩人を憎むほどにまでなれば、本格的な背恩と呼ばれる」<sup>23)</sup>。感謝の不作為は、意図せざる単なる忘

恩であり、それは徳の欠如として例外的に許される。つまり感謝は、その不作為としての単なる忘恩を例外として許す不完全義務である。

徳の義務としての同情は、単に感性的感情としての「同歎共苦」ではない。同歎共苦は、「単に人間に備わった歎び、あるいは苦しみという共通の感情に対する感受性（感性的人間らしさ）であって、選択意志に基づかないがゆえに不自由であり、伝達的、また同感とも呼ばれる」<sup>24)</sup>。むしろこの同歎共苦の共通の感情に対するこの感受性を、能動的で理性的な好意を促進するため手段として使用する仕方、意欲すべき実践的人間らしさである。この実践的人間らしさとしての実践的同情は、不完全義務としての愛の義務である。

同情の反対対当の悪徳は、他人の不幸を喜ぶことであり、「それが自ら禍や悪を生じるのを助けるまでになる場合、本格的な他人の不幸を喜ぶこととして人間憎悪を呈示し、残忍な形で現われる」<sup>25)</sup>。つまり、本格的に他人の不幸を喜ぶことは、自負としての敵意、もしくは人間憎悪に基づく悪魔的悪徳である。同情の不作為は意図せざる無関心で、それは徳の欠如として例外的に許される。つまり同情は、その不作為としての無関心を例外として許す不完全義務である。

他人に対する完全義務は「他の人間に対する、彼らに相応しい尊敬からの徳の義務」であり、それには「高慢、陰口、嘲弄」の禁止が属している。自己自身に対する完全義務は、自己の人間性の尊厳を毀損する行為を禁止することによって、道徳的自己保存を目指す義務であった。それと同様に、他人に対する完全義務は、他人の人間性の尊厳を毀損する行為を禁止することによって、他人の人間性の尊厳を保存することである。換言すれば「他の人間における尊厳の承認としての尊敬」<sup>26)</sup>である。

「単なる愛の義務の不作為は不徳である。しかしすべての人間一般に対して払うべき尊敬から生じる義務の不作為は悪徳である」<sup>27)</sup>。つまり、他人の人間性の尊厳の承認、もしくは他人に対する尊敬からの徳の義務は、その不作為としての他人を軽蔑することを悪徳として禁止する完全義務である。

「高慢の禁止」について次のようにいう。「高慢は一種の名誉欲であり、それによって我々は、他の

人間に対して、我々と比較して自分を低く評価せよという不当な要求をするのであり、したがってすべての人間が合法的に要求できる尊敬にそむく悪徳である」<sup>29)</sup>。高慢の禁止は完全義務である。

「陰口の禁止」について次のようにいう<sup>29)</sup>。中傷もしくは陰口の禁止は、他人に対する尊敬からの完全義務である。中傷もしくは陰口は、他人の名誉を傷つける醜聞を生じさせるのみならず、人類にまで無価値という暗影を投げかけさせ人間嫌い、あるいは軽蔑を支配的な考えとして流布させ、道徳感情を鈍磨させてしまうからである。

「嘲弄の禁止」について次のようにいう<sup>30)</sup>。嘲弄は、友人間の信頼に基づく冗談である笑い飛ばすことではなく、軽率にとがめだてをしたがることや他人を物笑いの対象とする癖、他人の失策を自分の慰みの対象としようとする、嘲弄癖などの悪意の行為である。これは、他人に対する尊敬を毀損する悪徳であり、その不作為は完全義務である。

さらに、他人に対する愛と尊敬の義務の結合としての友愛についていう。人格相互における他人に対する愛と尊敬の義務、「それらは根底において法則にしたがって常に相互にひとつの義務の中に一緒に結合されているが、ただあるときは一方の義務が原理を主体の中に形成し、それに他方の義務が付加的に結び付けられる、というようにしてのみ行われるのである」<sup>31)</sup>。人格相互が等しい愛によって結ばれると同時に、等しい尊敬の関係を維持することで「友愛」が成立する。友愛とは、人格相互における他人に対する不完全義務としての愛と完全義務としての尊敬とを結合する「名誉ある義務」である。

友愛は感性的な友愛ではなく「道徳的友愛」である。「友愛とは二つの人格が相互に等しい愛と尊敬によって、ひとつに結びつくことである」<sup>32)</sup>。

また「道徳的友愛は、二つの人格が自分たちの密やかな判断や感情を相互に打ち明けあうことにおける、それが双方からの尊敬と両立しうる限りでの両者の全く信頼である」<sup>33)</sup>。この信頼は、相手が自分の秘密を打ち明けた場合、「他の同様に信頼に値する人に対してさえ、打ち明けた当人の明確な許可なしには伝えない、という責務を同時に持つことを要求する」<sup>34)</sup>。つまり信頼は、相互の愛とともに尊敬によってのみ成立する。

#### 4. 自己および他人に対する義務としての社交

「自分の道徳的完成を伴って互いに社交を促進すること、社交性、そして自分を孤立させないことは自分自身に対する義務であるとともに他人に対する義務である」<sup>35)</sup>。ただし、社交は自己および他人に対する義務に手段として役立つ意味において、したがって間接的に義務である。

社交は親しみやすさ愛想のよさ、丁寧さ、もてなしのよさ、温和さという総じて単なる社交の作法を要求する。その作法は、美しい徳に似た外見を与える外貌、もしくは添え物に過ぎないのであり、批判前期の『美と崇高の感情』<sup>36)</sup>に述べられている感性的な「同情」や「迎合性」の行為と同様な「養子の徳」の行為であろう。その作法は本来、道徳性を欠如する自愛の振舞いに過ぎないが、徳の義務に合目的的に調和することによって適法性を持つ合理的自愛の振舞いであり、あたかも有徳であるかのような外見を呈しているのである。徳の義務下の自愛の行為は適法性の原理、すなわち行為に、それがあたかも義務からの道徳的心術に基づいて、したがって有徳であるかのような「外見」を与える原理であるとともに、そのような適法行為を意欲する「養子の徳」の心性を、真の徳への調和の美を備えるものとして「美しい」と感じさせる原理である。

社交は、社交の作法である「養子の徳」の適法行為を社交のための責務として課すのであり、換言すれば、その外見をできるだけ真実に近づける努力を社交のための責務として課す。

カントによれば社交は、自分を彼の原則の不動の中心点とするのであり、自愛を原則とするが、「しかし、自分の周囲に張り巡らされたこのような圏域を、世界市民的な心術によって生きる人々のすべてを包括する圏域の一部分を形成するような一圏域とみなすこと」<sup>37)</sup>であり、率直に言えば自愛に基づく交際圏を、道徳的世界に下属する一部分とみなすことである。しかしだからといって社交は、まさに世界福祉を目的として促進するためではなく、依然として自愛のためであるが、あたかも世界福祉を目的とするかのように、徳の義務に外的に一致する行為を促進し、徳を調和美として愛好する「徳の心情」を促進する。これらを促進すること、すなわち社交における快適さ、人好きのよさ、相互の愛と尊敬を

促進すること、そのようにして徳に優雅さを付き添わすこと、そして徳を好ましいものにする、以上のことを実行すること自体は義務である。

つまり、社交は自愛に基づく交際に過ぎないが、悪徳を避け、徳を好ましいものにする意味において道徳的世界に導くために有用である限り、間接的に徳の義務である。心術の道徳的純化の徳を好ましいものにする意味において、自己自身に対する間接的義務であり、また相互の愛と尊敬の徳を好ましいものにする意味において、他人に対する間接的な義務である。したがってまた、背徳者との交際は徳からあらゆる名誉を奪う悪徳であるが、断ち切られるか、あるいはできるだけ避けられなくてはならないのである。

##### 5. おわりに

以上の考察により、カントの「徳の義務」が次のように具体的なものであることが明らかになった。まず、自己自身に対する義務のうちで、自己自身に対する完全義務には、自殺の禁止、情欲的自沈の禁止、嗜好品あるいは飲食物を使用する場合の不節制による自己麻酔の禁止、虚言の禁止、吝嗇の禁止、偽りの謙虚の禁止がある。自己自身に対する不完全義務には、自己の自然的完成と自己の道徳的完全性の向上とがある。

他人に対する義務のうちで、他人に対する不完全義務としては「愛」、すなわち親切、感謝、同情がある。他人に対する完全義務としては「尊敬」、すなわち高慢の禁止、陰口の禁止、嘲弄の禁止がある。他人に対する愛と尊敬の義務の結合としての友愛もある。

さらに、自己および他人に対する間接的義務としての社交が挙げられている。

これらの「徳の義務」は、実はカントが批判前期に『倫理学講義』において、すでに取り上げているものである<sup>38)</sup>。そこでこの講義について考察することを、今後の課題としたい。

##### 文 献

- 1) カントからの引用は、慣例にならぬアカデミー版の巻数(ローマ数字)と頁数(アラビア数字)を記す。X, 40.

- 2) J. S. ミル:『自由論』早坂忠訳, 世界の名著38, p. 305 (中央公論社, 1979)
- 3) 松井富美男:カント倫理学の研究, p. 167 (溪水社, 2005)
- 4) VI, 419.
- 5) VI, 420.
- 6) ebenda.
- 7) VI, 423.
- 8) VI, 424.
- 9) VI, 427.
- 10) VI, 429.
- 11) VI, 432.
- 12) VI, 435.
- 13) VI, 446.
- 14) VI, 464.
- 15) VI, 449f.
- 16) VI, 448.
- 17) VI, 449.
- 18) VI, 452.
- 19) VI, 453.
- 20) VI, 458.
- 21) VI, 459.
- 22) VI, 454.
- 23) VI, 459.
- 24) VI, 456 f.
- 25) VI, 460.
- 26) VI, 462.
- 27) VI, 464.
- 28) VI, 465.
- 29) VI, 466.
- 30) VI, 467.
- 31) VI, 448.
- 32) VI, 469.
- 33) VI, 471.
- 34) VI, 472.
- 35) VI, 473.
- 36) ebenda.
- 37) 拙論:カント『美と崇高』における「尊厳」について, 研究紀要第46号, pp. 69-76 (福島高専, 2006) を参照されたい。
- 38) 黒積俊夫:カント解釈の問題, p. 258 (溪水社, 2008)